

平成27年7月13日記者発表資料

平成27年7月13日作成
まちづくり部 道路河川課
課長：藤原伸一
内線：2241

三木市有料スポーツ施設指定管理者職員の着服 事案に対する市としての対応等について

三木市スポーツ施設の指定管理者である「みきスポーツパートナーズ」の職員が、施設使用利用料を着服していた事案につき、市としての独自調査の結果及び「みきスポーツパートナーズ」の調査結果に基づき、次のとおり対応する。

1 市が実施した調査内容と結果

(1) 調査の内容

みきスポーツパートナーズが指定管理者の指定を受けた平成25年4月1日から平成27年6月24日までの間で、指定管理している8施設の窓口において「有料公園施設使用許可申請書」により使用許可した18,459件の許可書(控)と帳簿との照合

(2) 調査を実施した期間

平成27年6月29日(月)～平成27年7月10日(金)
※7月5日(日)を除く11日間

(3) 調査結果

不正なく適正に処理されていた。

2 みきスポーツパートナーズが実施した調査結果

(1) 当該職員による聞き取り調査

当該、本案件以外の不正な行為は確認できなかった。

(2) 現地における内部監査

みきスポーツパートナーズの監査部門による現地調査を実施したが、本案件以外には不正はない。

3 みきスポーツパートナーズによる再発防止策

(1) 有料公園施設使用許可申請書の改善

施設ごとに「有料公園施設使用許可申請書」を区分し、それぞれを連番制とするとともに、利用者が「申請書」を持ち帰る際には別途様式により名前・連絡先を控える。

(2) 人員配置

窓口業務において、2名体制で金銭を授受するとともに、各人が金額並びに許可書の内容を確認する。

(3) 券売機の導入

利用の多い施設（三木山総合公園、吉川総合公園など）においては券売機の導入することなどで、窓口での現金授受がないような方法に切替える。

4 市としての対応

次のことから、「みきスポーツパートナーズ」に対して、文書による嚴重注意とする。

- ① 市が独自で調査した結果では、市に対して金銭的損害を与えていないこと
- ② 本件以外に着服等の不正は特に認められなかったこと、
- ③ みきスポーツパートナーズでの内部監査において不正が見つかっていないこと
- ④ 再発防止計画を策定し、既にこの一部を実施していること
- ⑤ みきスポーツパートナーズでは、当該職員の懲戒解雇処分を既に実施していること